

下関市森林整備計画（変更）書

計画期間

自	平成31年4月1日
至	令和11年3月31日

山口県下関市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	3
II	森林の整備に関する事項	4
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	4
1	樹種別の立木の標準伐期齢	4
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	4
3	その他必要な事項	6
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	11
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	12
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	13
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	15
3	その他必要な事項	15
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	16
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	16
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	16
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	16
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	16
5	その他必要な事項	16
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	17
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	17
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	17
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	17
4	その他必要な事項	17
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	18
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	18
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	19
3	作業路網の整備に関する事項	20

4	その他必要な事項	2 1
第8	その他必要な事項	2 2
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	2 2
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	2 2
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	2 3
Ⅲ	森林の保護に関する事項	2 5
第1	鳥獣害の防止に関する事項	2 5
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	2 5
2	その他必要な事項	2 5
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	2 6
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	2 6
2	鳥獣害対策の方法（Ⅲの第1に掲げる事項を除く。）	2 6
3	林野火災の予防の方法	2 6
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	2 6
5	その他必要な事項	2 7
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	2 8
1	保健機能森林の区域	2 8
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	2 8
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	2 9
4	その他必要な事項	2 9
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	3 0
1	森林経営計画の作成に関する事項	3 0
2	生活環境の整備に関する事項	3 1
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	3 1
4	森林の総合利用の推進に関する事項	3 1
5	住民参加による森林の整備に関する事項	3 1
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	3 1
7	その他必要な事項	3 1
別表1	公益的機能別施業森林の区域	※3 2
別表2	施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域	※3 2

付属図面

下関市森林整備計画概要図（1／25，000）	別添
基幹路網整備計画図（追加）（1／50，000）	別添

※3 2及び別添図面については、農林水産振興部農林水産整備課、菊川総合支所建設農林課、豊田総合支所建設農林課、豊浦総合支所建設農林水産課、豊北総合支所建設農林水産課で閲覧できます。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、本州の最西端に位置し、市域は東西に約30km、南北に約50kmあり面積が約716.10km²と広大で、西は日本海、南は瀬戸内海に面し九州と対峙している。

本市の森林面積は、47,074haで、総面積の66%を占めており、そのほとんどは私有林である。

地域森林計画対象の私有林面積は、46,148haであり、その内訳は人工林が16,998ha、天然林等面積が29,150haで人工林率は、約37%である。

近年における主な森林施業の動向は、長期にわたる木材価格の低迷、森林所有者の高齢化及び労働者不足など林業諸情勢の悪化により、林業経営に対する意欲は一層低下しており、今後十分な森林施業の実施及び林業経営の健全化が求められる中、以下のような課題がある。

○本市の森林は6齢級から13齢級の人工林の占める割合が多いため、今後、利用間伐等の森林施業を適時適切に実施する必要がある。

○木材生産を目的とした森林資源の維持管理を図るには、スギ、ヒノキ等の針葉樹のみならず広葉樹等の植栽も考慮し、適地適木の徹底を図り、バランスのとれた多様な森林整備が必要である。

○市民生活に密着したふれあいの場、森林浴の場、健康的な活動の場、精神的な豊かさを養う場など、森林空間の様々な利用が可能となる森林整備の推進が必要である。

○造林木のシカによる枝葉食害・剥皮被害により、造林意欲の低下を招くおそれがあるため、復旧造林や被害防止事業を推進する必要がある。

○高性能林業機械の導入による林業経営の低コスト化、省力化など効率化を図るとともに森林の適切な維持・管理が行える林道、作業路等の整備を推進する必要がある。

このような課題に応えるためにも、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させる森林整備の基本方針を定め推進する必要がある。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の機能	望ましい森林の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	木材の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の機能	森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源涵養機能	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。</p> <p>また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>
保健・レクリエーション機能	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
文化機能	<p>美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林を生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、県、市、森林所有者、森林組合等の間で相互連携を密にし、森林施業の共同化、林業後継者の育成、機械化の促進及び林産物の流通・加工体制の整備等の林業諸施策に総合的かつ計画的に取り組むものとする。

また、小規模零細な森林所有状況から森林施業の合理化が進まない現状を踏まえ、林業経営の規模拡大を図るため、不在村森林所有者を含む森林所有者から森林組合等への長期の施業等の委託を推進するとともに、路網整備関係者間の合意形成を進め、森林作業道の開設を推進するなど、施業集約化による森林施業の合理化に努めることとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	キリ（豊北地区のみ）	その他広葉樹
内 陸 下関地区（内日） 菊川地区 豊田地区	年 35	年 40	年 30	年 45	年 10	年 10	年 20
外海沿岸 豊浦地区 豊北地区							
内海沿岸 下関地区（内日を 除く。）	40	45	30	45	10		20

注 標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐については、更新を伴う伐採であり、その方法については、皆伐、又は択伐によるものとする。

なお、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するとともに、稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理する。また、人工造林により行われる場合には、伐採後の地拵えや植栽等の支障とならないよう枝条類を整理する。

また、自然条件が劣悪なため、更新を確保するために伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新に配慮したものとする。

さらに、林地の保全、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず所要の保護樹帯を設置するものとする。

(1) 主伐時における立木の伐採方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑤に留意するものとする。

- ① 持続的な林業の確立に向けて、立木の買付けや伐採の作業受託の際に、森林所有者に対して、再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。
- ② 林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等については、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないように、伐採の適否、択伐、分散伐採その他の伐採方法及び更新の方法を決定する。
- ③ 伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行う。

- ④ 林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所・樹木を森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に重要な空洞木の保残等を行う。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。
- ⑤ 気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させる。

(2) 主伐時における立木の集材方法

主伐時における立木の伐採方法に当たっては、次の①～⑥に留意し、現地の状況により行うものとする。

- ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。
- ② 集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。
- ③ 伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。
- ④ 伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。
- ⑤ 枝条等が雨水により溪流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。
- ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みをするのを避ける。

区分	標準的な方法
皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、伐採区域のモザイク的配置に配慮し、1箇所当たりの伐採面積は、おおむね20ha以下（ただし、伐採箇所の面積の限度が指定されている保安林等の制限林にあっては、その制限の範囲）とする。</p> <p>また、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。</p> <p>伐採の時期については標準伐期齢以上を目安とし、人工林の主伐は、樹種ごとの生産目標に応じて行うものとする。なお、高齢級の森林が増加すること等を踏まえ、公益的機能発揮との調和に配慮しつつ、木材等資源の安定的かつ効率的な循環・利用を考慮して、多様化、長期化を図る。</p> <p>また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な立木等の保残にも努める。</p>

択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とする。</p> <p>なお、択伐に当たっては、天然下種更新及び樹下植栽が確実な林分で行うこととし、伐採に当たっては森林の生産力及び公益的機能の維持増進が図られる林分構造に誘導することを目標に、一定の立木材積を維持する。</p>
----	---

3 その他必要な事項

伐採後の的確な更新を図るため、木材の搬出に当たっては、適切な搬出方法を選択し、土砂の崩壊又は流出の防止に努めるものとする。

また、伐採時に発生する枝条等の林地残材は、森林バイオマス等としての利用の推進に努めるものとする。

なお、林地残材を搬出しない場合は、流木被害の一因とならないよう適切な処理を行うものとする。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

また、更新に当たっては、エリートツリー（第2 精英樹等）等成長に優れた苗木や花粉症対策に資する苗木の増加に努める。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、気候、地形、土壌等の自然条件を把握した上で、適地適木を原則として、木材の利用状況等を勘案するとともに、郷土樹種や広葉樹も考慮して定めるものとする。

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、イチヨウ、アカマツ、クロマツ等の針葉樹及びクヌギ、コナラ、ケヤキ、ヤブツバキ、クスノキ、ヤマザクラ、モッコク、サカキ、シキミ、ウリハダカエデ、ヤマモモ、クリ、シイ類、カシ類等の広葉樹	

注 上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本／ha）	備考
スギ	中仕立て	2,500 ～ 3,500	
ヒノキ	中仕立て	2,500 ～ 3,500	
クヌギ	中仕立て	2,500 ～ 3,500	
マツ類	中仕立て	2,500 ～ 4,500	
広葉樹	中仕立て	2,500 ～ 3,500	

注1 育成複層林施業における植栽にあつては、1 ha 当たり1,000本以上を基礎として上層木の残存本数を考慮して定めるものとする。

注2 上記に定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	棚積み地拵えを基本とし、伐採木及び枝条等が植栽木の生育及び下刈り作業に支障とならない方法で行うものとする。また、林地の保全及び林地の乾燥を避けるため、尾根筋や沢筋等では植栽木の生育に支障のない限り、造林地内に広葉樹類を残すものとする。
植付けの方法	植穴は、直径30cm以上、深さ30cm以上とし、植穴の中に落ち葉やゴミなどを入れないように注意し、植付後は苗木の周りを十分に踏み固めるとともに、落葉類で日覆し、乾燥を防ぐものとする。
植栽の時期	苗木の生理的条件及び気象条件を考慮し、春植えでは2月～4月、秋植えでは10月～11月に行うものとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、人工造林を行うものにあつては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の状況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	シイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を次のとおり定める。

樹種	期待成立本数 (本/h a)
針葉樹及びシイ・カシ類、ナラ類、ヤマザクラ、ヤブツバキ、ソヨゴ、シロダモ、エノキ、アカメガシワ、タブノキ、コシアブラ、リョウブ、エゴノキ、サカキ、ヒサカキ等の広葉樹	10,000 (左記の樹種が混在して成立した状態の本数として定める)

なお、天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種のうち草木類の背丈を超えたものが期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上となるよう更新すべきものとする。

$$\begin{aligned} \text{天然更新すべき立木の本数} &= 10,000 \text{ (本/h a)} \times 3/10 \\ &= 3,000 \text{ (本/h a)} \end{aligned}$$

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	天然下種更新を行う場合は、保存すべき母樹の選定に当たり、林床の状況、母樹の配置状況等に配慮するものとし、ササや粗腐植の堆積等により天然稚樹の発生が阻害されている箇所では、かき起こし、枝条処理等を行う。
刈出し	ササ、シダ類などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹やぼう芽の発生・生育状況等から十分な更新が確保できない箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	ぼう芽更新を行う場合は、目的樹種のぼう芽の状況や根株の配置等を考慮して、必要に応じて芽かき（ぼう芽整理）を行う。 なお、ぼう芽の仕立て本数は1株当たり3本を標準とし、成長見込みのある伸びの良いものを残し他は切り除く。

ウ 天然更新完了の確認方法

天然更新状況の確認は、当該伐採の後、一定期間を経過した時期（当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内）に行うこととし、天然更新すべき立木の本数（3,000（本/h a））以上の更新が確認されたことをもって更新完了とする。

なお、確認を行った結果、天然更新すべき立木の本数に満たず、天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林の実施により、確実に更新を図る。

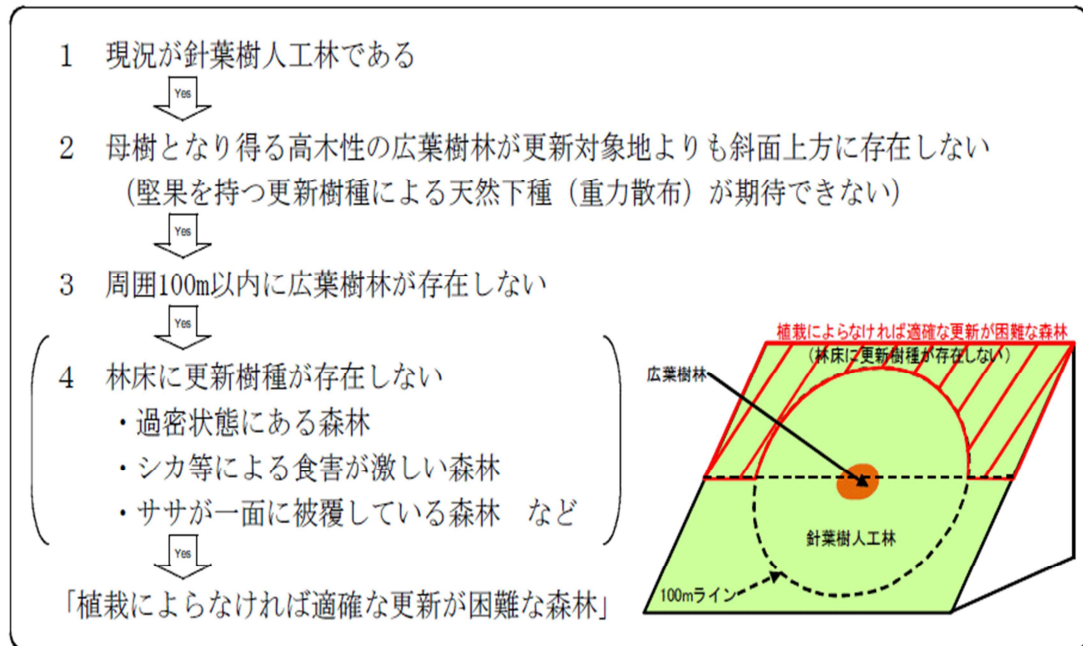
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新を行うものにあつては、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復のため、必要に応じて天然更新補助作業を実施し、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は以下のとおりとする。



(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

Ⅱの第2の1の(1)による。

イ 天然更新の場合

Ⅱの第2の2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

伐採跡地(植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を除く。)における植栽本数の基準として定める天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で生育し得ると想定される最大の立木の本数は、第2の2の(2)のアに定める「天然更新の対象樹種の期待成立本数」に準じて、10,000(本/ha)とする。

なお、伐採跡地においては、草木類の背丈を超えたものが当該本数に10分の3を乗じた本数(3,000本/ha)以上となるよう更新すべきものとする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	中仕立て (一般材)	2,500 ～	13～16	17～21	22～30			1 間伐率 間伐本数率はおおむね20%以上とする。 なお、現に樹冠疎密度が10分の8以上の森林について、間伐を実施したとしても、おおむね5年後に樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる森林において、間伐材積率35%以内で行うこととする。 2 間伐木の選定 林分構造の適正化を図るよう形質不良木等に偏ることなく行うこと。 3 間伐実施時期の間隔 標準伐期齢未満 15年 標準伐期齢以上 25年 4 その他 森林の状況に応じて、高性能林業機械の活用に適した伐採等効率的な施業の実施を図ること。	
	(大径材)	3,500	13～16	17～21	22～30	32～55	60～70		
ヒノキ	中仕立て (一般材)	2,500 ～	19～24	22～32					
	(大径材)	3,500	19～24	22～32	25～48	40～65	58～80		

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	20				
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1														1 対象林分 周辺の雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分 2 実施時期 6月～9月 3 回数 通常年1回、雑草木の繁茂が著しい場合は年2回、全刈り又は筋刈り、坪刈りとする。 4 その他 時期を逸した作業は、かえって寒風害等造林木に支障を及ぼす危険があるので留意すること。		
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1																
	その他 針葉樹	1	1	1	1	1	1																
	クヌギ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
	その他 広葉樹	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												
つる切	スギ									1											1 対象林分 下刈り終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類が発生している林分 2 実施時期 6月～9月 3 方法 通常、除伐作業と平行して行うが、つる類の発生が著しい箇所においては必要の都度行うこと。		
	ヒノキ									1													
	その他									1													
除伐	スギ										1			1						1 対象林分 下刈り終了後、間伐を行うまでの間に、造林目的以外の樹種及び形質不良な目的樹種で、他の造林木の生育助長のため除去する林木の混在する林分 2 実施時期 6月～9月 3 回数 1～2回とし、急激な疎開は避けること。			
	ヒノキ										1			1									
	その他										1			1									
枝打ち	スギ																		1	1 対象林分 節を少なく、また小さくして、無節材、小節材等の優良材生産を目的とする林分 2 実施時期 10月～3月(厳寒期を避ける) 3 その他 枝打ち開始時の枝下径、枝打ち後の枝下径、枝下高、枝打ち回数は個々の経営目標に沿ったものとする。 ①: 初回枝打ち前において、幼齢木のすそ部の枝を除去する「ひも打ち」については、必要に応じ適宜実施する。			
	ヒノキ																	1					

- 3 その他必要な事項
該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

公益的機能別施業森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表1に定める。

区 域 名	対 象 森 林
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）	<p>下記いずれかに該当する森林において設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水源涵養保安林、干害防備保安林 ② ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水池、溪流等の周辺に存する森林 ③ 水源涵養機能の評価区分が高い森林 等
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林）	<p>下記いずれかに該当する森林において設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林 ② 砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林 ③ 山地災害防止機能の評価区分が高い森林 等
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）	<p>下記いずれかに該当する森林において設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風保安林、防火保安林 ② 市民の日常生活に密接な関わりを持ち、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ③ 生活環境保全機能の評価区分が高い森林 等
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林）	<p>下記いずれかに該当する森林において設定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保健保安林、風致保安林 ② 都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が成育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が成育・生息する溪畔林などの属地的に生物多様性機能の発揮が求められる森林 ③ 保健文化機能の評価区分が高い森林 等

(2) 施業の方法

前項で区域の設定を行った公益的機能別施業森林における森林施業の方法については、次表の基準で設定することとし、森林の区域については別表2に定める。

区 域 名	森 林 施 業 の 方 法																																														
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (水源涵養機能維持増進森林)	<p>当該区域においては、伐期の間隔を拡大するとともに、皆伐によるものについては伐採面積の規模縮小を図る。</p> <p>なお、当該区域内の森林における伐期齢の下限を次のとおり定める。</p> <p>森林の伐期齢の下限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="7">樹 種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ類</th> <th>その他 針葉樹</th> <th>クヌギ</th> <th>キリ(豊北地 区のみ)</th> <th>その他 広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区</td> <td>年 45</td> <td>年 50</td> <td>年 40</td> <td>年 55</td> <td>年 20</td> <td>年 20</td> <td>年 30</td> </tr> <tr> <td>外海沿岸 豊浦地区 豊北地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内海沿岸 下関地区(内日を 除く。)</td> <td>50</td> <td>55</td> <td>40</td> <td>55</td> <td>20</td> <td></td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>								地 域	樹 種							スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ	キリ(豊北地 区のみ)	その他 広葉樹	内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区	年 45	年 50	年 40	年 55	年 20	年 20	年 30	外海沿岸 豊浦地区 豊北地区								内海沿岸 下関地区(内日を 除く。)	50	55	40	55	20		30
地 域	樹 種																																														
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ	キリ(豊北地 区のみ)	その他 広葉樹																																								
内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区	年 45	年 50	年 40	年 55	年 20	年 20	年 30																																								
外海沿岸 豊浦地区 豊北地区																																															
内海沿岸 下関地区(内日を 除く。)	50	55	40	55	20		30																																								
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林)	<p>① これらの区域においては、育成複層林施業を行う。</p> <p>なお、特にこれらの公益的機能の発揮を図るべき森林については択伐による育成複層林施業を行う。</p> <p>ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においても、機能の確保が可能と見込まれるものにあつては、長伐期施業(標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業)により皆伐を行うことも可能とする。</p>																																														
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (快適環境形成機能維持増進森林)	<p>長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地 域</th> <th colspan="7">樹 種</th> </tr> <tr> <th>スギ</th> <th>ヒノキ</th> <th>マツ類</th> <th>その他 針葉樹</th> <th>クヌギ</th> <th>キリ(豊北地 区のみ)</th> <th>その他 広葉樹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区</td> <td>年 56</td> <td>年 64</td> <td>年 48</td> <td>年 72</td> <td>年 16</td> <td>年 16</td> <td>年 32</td> </tr> <tr> <td>外海沿岸 豊浦地区 豊北地区</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>内陸沿岸 下関地区(内日を 除く。)</td> <td>64</td> <td>72</td> <td>48</td> <td>72</td> <td>16</td> <td></td> <td>32</td> </tr> </tbody> </table>								地 域	樹 種							スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ	キリ(豊北地 区のみ)	その他 広葉樹	内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区	年 56	年 64	年 48	年 72	年 16	年 16	年 32	外海沿岸 豊浦地区 豊北地区								内陸沿岸 下関地区(内日を 除く。)	64	72	48	72	16		32
地 域	樹 種																																														
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他 針葉樹	クヌギ	キリ(豊北地 区のみ)	その他 広葉樹																																								
内陸 下関地区(内日) 菊川地区 豊田地区	年 56	年 64	年 48	年 72	年 16	年 16	年 32																																								
外海沿岸 豊浦地区 豊北地区																																															
内陸沿岸 下関地区(内日を 除く。)	64	72	48	72	16		32																																								
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (保健文化機能維持増進森林)	<p>② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために必要な場合には、特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う。</p>																																														

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、次表の基準で設定することとし、別表1に定める。

区 域 名	対 象 森 林
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）	<p>下記いずれかに該当する森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について設定する。</p> <p>① 木材生産に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林</p> <p>② 木材生産機能の評価区分が高い森林</p> <p>③ 経営管理実施権の設定が見込まれる森林</p>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<p>以下の森林を参考とし、区域を設定する。</p> <p>なお、災害が発生する恐れのある森林は、対象外とする。</p> <p>① 人工林を中心とした林分構成</p> <p>② 林地生産力が高い森林</p> <p>③ 傾斜が比較的緩やかな森林</p> <p>④ 林道等や集落からの距離が近い森林</p>

(2) 施業の方法

前項で区域の設定を行った木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における森林施業の方法については、次表の基準によることとする。

区 域 名	森 林 施 業 の 方 法
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（木材生産機能維持増進森林）	<p>生産目標の径級に達した時点以降で主伐を行うものとし、皆伐を基本とする。造林についてはⅡの第2、保育及び間伐等についてはⅡの第3による。</p> <p>また、森林施業の集約化等を通じた効率的な森林整備を推進する。</p>
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<p>人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。</p>

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有状況が小規模零細な中、長期的視点に立った適正かつ効率的な森林施業等の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るため、森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を推進する。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するに当たっては、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけを行うとともに、長期の施業の受委託等により施業集約化に取り組む森林組合等に対する情報提供、助言・あっせん等を行う。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林の経営の受委託契約の締結に当たっては、立木の育成権の委任の程度等について委託者と受託者が十分に協議し、齟齬が生じることのないよう留意すること。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

経営管理権又は経営管理実施権の設定された森林又は設定が見込まれる森林については、当該森林の状況等に応じて公益的機能別施業森林又は木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域に位置付ける。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林は小規模分散型の所有形態からなり、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化等により、森林施業実施に対する意欲が減退している現状にある。

このような中、計画的・効率的な森林施業の実施により適切な森林整備を推進するため、森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林組合との連携による普及啓発活動等を通じて、不在村森林所有者を含めた森林所有者等の合意形成を図り、間伐をはじめとする森林施業、森林作業道の維持運営、境界の管理等の共同化を促進する。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は一体として効率的に施業を実施するために必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にしておくこと。

(3) 共同施業実施者の一が前2項により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にしておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分及び搬出方法に応じた路網密度の水準の目安を次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用されるものであって、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

区 分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合 計
緩傾斜地 (0~15°)	車両系作業システム	35 以上	75 以上	110 以上
中傾斜地 (15~30°)	車両系作業システム	25 以上	60 以上	85 以上
	架線系作業システム	25 以上	—	25 以上
急傾斜地 (30~35°)	車両系作業システム	16 以上	44 (34) 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム	16 以上	4 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5 以上	—	5 以上

注1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム

2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム

3 「急傾斜地」の () 書きは、広葉樹の導入による針広混交林など育成複層林への誘導する森林における路網密度。

また、地形及び傾斜に応じた搬出方法並びに路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムについては次表のとおりとする。

区 分	作業システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		基幹路網から	細部路網から	伐採	木寄せ・集材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地 (0~15°)	車両系	150~200	30~75	ハーベスト	グラップル	プロセッサ	フォワーダトラック
中傾斜地 (15~30°)	車両系	200~300	40~100	ハーベスト チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		100~300	チェンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急傾斜地 (30~35°)	車両系	300~500	50~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダトラック
	架線系		150~500	チェンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワーダトラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500~1500	500~1500	チェンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等及び適切な規格・構造の路網の整備を図るため、路網整備に当たっては、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、山口県林業専用道作設指針（平成23年4月8日制定）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

開設／ 拡張	種類	位置	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用 区域 面積(ha)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
開設	林道	5218	白 滝	1,000/1	934.00	○	①	
〃	〃	5072	森林公園	800/1	37.00	○	②	
				1,200/1				
開設計			2 路線	3000/3	971.00			
拡張	林道(舗装)	1060	広瀬薊河内	250/1	193.00	○	1	
〃	〃	1048	奥畑	904/1	35.00	○	2	
〃	〃	1162	地西	850/1	89.00		3	
〃	〃	1155	阿内高地	700/1	131.00		4	
〃	〃	4085	観音崎	400/1	77.00	○	5	
〃	林道(改良)	3108	今 道	50/1	68.00		6	
〃	林道(改良、舗装)	3066	台	470/1	114.00		7	
						465/1		
〃	林道(舗装)	3220	赤 水	560/1	120.00		8	
〃	林道(改良)	3070	大州田	150/1	89.00	○	9	
〃	林道(舗装)	5218	白 滝	3,721/1	934.00	○	10	
〃	林道(改良、舗装)	5071	穴井方	450/1	71.00	○	11	
						550/1		
〃	林道(改良)	1037	深坂	7/1	186.30	○	12	
〃	〃	3128	藤三郎	8/1	58.00	○	13	
〃	〃	3176	琵琶の甲	13/1	60.00	○	14	
〃	〃	3151	豊田湖一ノ俣	13/1	566.00	○	15	
〃	〃	5014	小河内	8/1	161.00	○	16	
〃	〃	5223	タカノ巣	8/1	70.00	○	17	
〃	林道(舗装)	3109	萩原・大河内	60/1	77.96	○	18	追加
拡張計			18 路線	9,637/20	3,100.26			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理に当たっては、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設にかかる留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設に当たっては、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知）を基本として、山口県森林作業道作設指針（平成23年3月31日制定）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

細部路網の維持管理に当たっては、山口県森林作業道作設指針（平成23年3月31日制定）等に基づき適切に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方針

適正な森林整備を推進するためには、林業就業者の養成及び確保が重要な課題であるが、近年の少子高齢化が進行している中、林業就業者においても高齢化等に伴い、適期の林業労働力が不足している。

林業就業者の確保の方針としては、若者に限らず定年退職者等へも幅広く呼びかけるとともに、社会情勢に応じた雇用制度等を有効に利用し、林業就業者の確保を図る。

また、高性能機械の導入による生産性の向上等林業経営の効率化や、研修の開催による林業に対する意識の啓発、林業研究グループの活動の充実に努める。

(2) 林業就業者及び林業後継者の育成方策

ア 林業就業者の育成

森林組合作業班等の林業就業者においては、社会保険等の加入促進、安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保など就労条件・環境の改善に努め、若年従事者の参入を促進する。また、新規林業就業者等に対して高性能機械の操作技術の修得、育林技術の研修や講習を通じて、高度な知識・技術の向上を図り、林業就業者を養成に努める。

イ 林業後継者等の育成

森林・林業に関する各種イベント等を通じて農林業、農山村への理解の向上を図るとともに、Uターン予定者に対する情報の提供、新規林業就業者に対する研修の充実、指導の強化、各種林業補助施策の導入等により受入体制の整備に努める。

(3) 林業事業体の経営体質強化方策

地域林業推進の中核的担い手である、森林組合の育成強化が林業振興のカギを握るものである。

また、安定的な事業量の確保に努めるとともに事業の多様化、経営基盤の強化等を推進するなど事業団体の体質強化を図る。

なお、組合員の要請に応じていくためには、森林組合はこれまで以上に森林所有者との連携を密にして、施業の受委託等の推進を図り、また多段階的に木材利用を進めること、森林の保全、造成をうまくリンクさせる等計画的な森林施業を実施する必要がある。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の導入の促進方針

林業経営の合理化、林業事業体の体質強化及び林業就業者の確保を図る上で、労働生産性の向上、重労働からの解放等につながる高性能林業機械の導入は必要なものとなる。

このため、従来型の林業機械を整備充実しながら急峻な地形にも対応できる高性能林業機械の導入とオペレーターの養成に努める。

なお、高性能林業機械の性能が十分発揮できる林内路網の整備に努める。

(2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類	現 状 (参 考)	目 標
伐 木 造 材 集 積	伐木 — チェンソー 造材 — チェンソー、プロセッサ 集材 — 集材機、林内作業車	伐木 — チェンソー、ハーベスタ 造材 — チェンソー、プロセッサ 集材 — 集材機、林内作業車、タワー ヤーダ、グラップル、ウイン チ、スイングヤーダ
造 林 保育等	植付け — 人力 地拵え — 人力・刈払機、 チェンソー 下刈り — 人力・刈払機 枝打ち — 人力・刈払機	植付け — 人力 地拵え — 人力・刈払機、 チェンソー 下刈り — 人力・刈払機 枝打ち — 人力・刈払機 リモコン枝打機

(3) 林業機械化の促進方策

高性能林業機械の導入は、若者の林業への関心の喚起にもつながり、効率的な利用により生産コストの軽減も期待できる。

このため、森林組合の経営基盤の強化と安定的事業量の確保を図り高性能林業機械の導入とそのオペレーターの養成確保について積極的に取り組むよう努める。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

市内の製材工場は、数や規模が減少傾向にあり、今後の課題として、林産物の加工から流通・販売への経路をより強固なものに整備する必要がある、これらの業者間の連携を深めることも重要であると考えられる。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

地 区	施設の 種 類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
		位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
			年間生産量 又は 販売量：(m ³ , t) 面積：(m ²)			年間生産量 又は 販売量：(m ³ , t) 面積：(m ²)		
下 関	製 材 所	清 末	4,000 m ³	101				
	木材販売所	長 府	3,750 m ³	102				
	製材所・木材商	〃	570 m ³	103				
	木 材 商	勝 山	60 m ³	104				
菊 川	木材チップ製造工場	田 部	30,027 t	201	田 部	40,000 t	201	t:チップ材

地区	施設の 種類	現 状 (参 考)			計 画			備 考
		位 置	規 模	対図 番号	位 置	規 模	対図 番号	
			年間生産量 又は 販売量 : (m ³ , t) 面積 : (m ²)			年間生産量 又は 販売量 : (m ³ , t) 面積 : (m ²)		
豊 田	原木市場	殿 敷	26,080 m ³	301				
	木材販売所 素材生産	中 村	8,162 m ³ 1,705 t	302				t:チップ材
	木材チップ製造工場	殿 敷	11,083 t	303	殿 敷	15,000 t	303	t:チップ材
豊 浦	製材所・木材商	川 棚	75 m ³	401				
	製材・加工所	〃	—	402				
	製材所 木材商 木材販売所 木製品製造工場 製材・加工所	〃	170 m ³	403				
	木材販売所 木材商	厚母郷	210 m ³	404				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1003～1042、1044～1107、 1138～1198 2001～2112 3001～3242 4001～4088 5001～5280	45,278

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独で又は組み合わせて推進する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、森林の巡視等

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）、銃器による捕獲等の実施

アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら、被害防止効果の発揮を図るよう努める。また、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携する。なお、被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置の実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等に努める。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合は、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防にあたっては、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫被害については、市内全域で発生しており、ほとんどの松林が枯死している状況であるため、守るべき松林のエリアを限定し、環境の保全に十分配慮し、樹幹注入並びに樹種転換等の対策を総合的に組み合わせ、集中的かつ効果的な予防措置の実施に努める。

なお、森林病虫害等のまん延防止のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、森林所有者等に対して伐採の促進に関する指導等を行う。

松林区分毎の面積等

単位：ha

区 分		松林区分	面 積	森林の区域	防除方法
対 策 対 象 松 林	保全すべき松林	高度公益機能森林	0.99	1006-19-1,2	樹幹注入
		地区保全森林	—	—	
	周辺松林	被害拡大防止森林	—	—	
		地区被害防止森林	—	—	
	計			0.99	

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者等に対して森林病虫害に関する情報提供を行うとともに、県、森林組合等と連携のもと、的確な被害状況の把握に努める。

また、市、森林組合を中心として、森林病虫害防除の円滑な実行を確保する。

2 鳥獣害対策の方法（Ⅲの第1に掲げる事項を除く。）

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、広域的な防除措置を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、森林の巡視、森林利用者の防火意識の向上に努める。

また、防火線、防火樹帯等の整備を推進するとともに防災施設として林道等の活用を図る。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、下関市火入れに関する条例に基づき、適正に実施する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2) その他

森林所有者等は、巡視等により森林災害の早期発見に努め、適宜必要な応急措置（通報等）を講ずるものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (h a)						備 考	
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他		
深坂	1035 (D/E), 1036, 1037, 1038, 1039	292	99	191	1	1	—	(単位: ha)	
								保健保安林	191.21
								(鳥獣保護区特別保護地区	29.41)
								(土砂流出防備保安林	32.50)
								鳥獣保護区特別保護地区	31.92
(保健保安林	29.41)								
土砂流出防備保安林	42.47								
(保健保安林	32.50)								
土砂崩壊防備保安林	0.18								
※()は重複									

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	<p>(1) 保健機能森林については、施設の設置に伴う水源涵養、水土保持等の機能低下を補完し、森林の保健機能を一層増進させるため、原則として、皆伐以外の方法とすること。</p> <p>(2) 択伐に当たっては、伐採木が、形質良好な優良木に偏らないこととし多様な樹種、林齢からなる森林に誘導するよう配慮すること。 なお、この場合において、森林の四季の色調に変化を与える樹木の積極的な保存に努めること。</p> <p>(3) 育成複層林施業を行う林分については、適切な林内照度を確保するため必要に応じて受光伐を行うこと。</p> <p>(4) 伐採は原則として、標準伐期齢以上の林分を対象に極力小面積とし、かつ、伐採箇所の分散を図るために、森林の四季の色調に変化を与える樹木の保存に努めること。</p>
造 林	<p>(1) 育成天然林施業を行う場合は、地表かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を積極的に行って、早期に健全な森林の造成を図る。</p> <p>(2) 植栽樹種は現存植生に配慮して、森林の保健機能の向上のために必要な樹種を選定するものとし広葉樹の導入を積極的に図ること。</p> <p>(3) 伐採跡地については、原則として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽を完了すること。</p> <p>(4) ぼう芽更新を行う林分については、必要に応じて芽かき、苗木の植栽等を行い、後継樹の速やかな育成を図ること。</p>

保 育	<p>(1) 育成複層林或いは育成天然林施業を行った林分については、植栽木の育成を図るため、下刈り、つる切、除間伐等の保育を適切に行うこと。 なお、適切な林内照度を確保するため、上木の枝打ち等を積極的に行うこと。</p> <p>(2) 施設周辺で林木と身近に接近して利用する箇所については、森林が開放的で親しみやすい印象を与える必要があり、森林内が一定の明るさを維持するよう、適切な除間伐、枝打ち、林床の整理を積極的に行うこと。</p>
その他	<p>法令等により、伐採齢、伐採方法について、制限を受けている場合は当該法令に定めるところによるほか、保健機能の増進に配慮した施業を行うこと。</p>

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施 設 の 整 備	
1	<p>整備することが望ましい主な森林保健施設 スポーツ又はレクリエーション施設を主体にした休養施設、教養文化施設及びこれらの施設の利用上必要な施設 宿泊施設整備、芝生広場整備、林間広場整備、スポーツ施設、林間遊歩道、森林整備、登山道沿線、体験施設</p>
2	<p>森林保健施設の整備及び維持運営に当たっての留意事項</p> <p>(1) 施設の設置箇所は、自然環境の保全、利用者の安全確保等に配慮して定めること。</p> <p>(2) 建築物については、保健機能の増進の観点から、周辺の森林美景観等との調和がとれていること。</p> <p>(3) 建設物の配置に当たっては、防火施設等の安全施設、下水道等の衛生施設及び排水施設等の保全施設の整備に配慮すること。</p>

(2) 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
ス ギ	1 6	
ヒノキ	1 7	
マ ツ	1 4	
広葉樹	1 0	

4 その他必要な事項

- (1) 森林の巡視、施設の保守点検等日常の管理を通じて、森林の保護及び施設の維持管理並びにその体制の確立に努める。
- (2) 利用者の防火意識の啓発等山火事の未然防止に努める。
- (3) 安全施設の設置等利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に努めること。
- (4) 山地災害の未然防止等区域の保全を図るため、必要に応じて治山施設等の整備に努めること。
- (5) 自然環境の保全に十分配慮すること。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定める。

区域名	林 班	区域面積 (ha)
彦島・長府・旧市	1102～1125, 1127～1140	1007.40
吉見	1003～1025	1357.98
内日	1050～1090	2163.63
勝山・安岡	1026～1049, 1091～1101	1963.49
阿内・王司	1141～1162	1792.49
小月・王喜・吉田	1163～1198	2185.22
日新・久野・檜崎	2024～2041, 2056～2058	1159.19
岡枝・貴飯・西中山	2042～2055, 2059～2075	1694.37
東中山・保木・轡井	2076～2112	1747.69
田部・大野・七見	2001～2023	1135.14
李路子	3155～3189	2284.57
殿居	3119～3131, 3153～3154	906.42
一ノ俣	3132～3152	1483.27
今出	3039～3070	1315.14
地吉・大河内・稲見	3026～3038, 3071～3077, 3210～3225	1872.91
豊田中	3190～3209, 3226～3228, 3232～3242	1696.62
江良・鷹子	3003～3020, 3229～3231	1183.90
豊田下	3001～3002, 3091, 3093～3094, 3105～3118	944.74
殿敷	3021～3025, 3078～3090, 3092, 3095～3104	1182.32
宇賀・小串	4001～4025, 4027～4028	1569.98
室津・吉永・黒井・湧田後地・厚母郷	4062～4088	1454.10
川棚	4029～4061	1701.45
神田・阿川	5067～5117	1979.58
神田上	5118～5147	1314.85
滝部・栗野 2	5044～5066, 5148～5171	1884.64
栗野 1	5001～5043	1956.22
田耕 1	5206～5237	1355.81
田耕 2	5185～5205, 5238～5256	1638.69
北宇賀	5172～5184, 5257～5280	1975.57
角島	5281・5282	95.77

(2) その他

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域の森林・林業の活性化を図るため、地域材や地域の特産林産物の利活用を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

該当なし

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から経営管理権を取得し、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定する。

経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税（仮称）を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施する。

7 その他必要な事項

(1) 森林施業に関する技術及び知識の普及、指導に関する事項

本市の林業技術、知識の普及、指導は、県農林事務所、森林組合等との連携のもとに実施しているが、今後は、より広く住民を対象とし林業に対する意識の啓発を図るため計画的な各種研修会、講習会等の開催に努める。

(2) 制限林の施業方法

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制度に従って森林施業を実施すること。

【別表1】 公益的機能別施業森林の区域

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【別表3】による	38,213.99
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【別表4】による	3,627.85
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【別表5】による	747.81
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【別表6】による	1,963.51
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【別表7】による	14,656.41
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

【別表2】 施業の方法別の公益的機能別施業森林の区域

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	【別表8】による	38,213.99
長伐期施業を推進すべき森林	【別表9】による	6,339.17
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし	